



Title	朝鮮人・中国人強制連行と現代：歴史認識の方法によせて
Author(s)	西成田，豊
Citation	一橋論叢，123(2)：397-406
Issue Date	2000-02-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/10549
Right	

朝鮮人・中国人強制連行と現代

——歴史認識の方法によせて——

はじめに

現代日本経済の原型は戦時期に作られたという議論がある。戦時期の日本経済を、現代日本経済システムの「源流」とか、現代日本経済へつらなる「一九四〇年代体制」としてとらえる議論が、それである。この種の議論にたいしては原朗氏の鋭い批判があるが（原朗（一九九六））、ここでは戦時期におこなわれた朝鮮人・中国人強制連行の事実を少し詳しく紹介し、この種の議論が内包している問題性を指摘したい。

一 朝鮮人強制連行

日本政府は一九三九年労務動員計画を策定し、その一

西 成 田 豊

環として石炭、鉱山、土建などの重要産業部門への朝鮮人労働者の「移入」（強制連行のこと、以下「移入」と記す）を決定した。これを受けて厚生省職業部は拓務省を通じ朝鮮総督府との折衝を開始した。同年六月、朝鮮総督府から保安課長、社会課長などが上京し、厚生省において各関係官と会合を開き、朝鮮人労働者の「移入」をあらためて決定した。朝鮮人労働者の「移入」方針が最終的に決定するとともに、同年七月、厚生次官、内務次官の連名をもって地方長官（現在の道府県知事）宛に「朝鮮人労働者内地移住ニ関スル件」が発出された。一方、朝鮮総督府は「朝鮮人労働者募集並渡航取扱要綱」を制定し、同年九月朝鮮の道（日本の県に当る）知事、警察部長宛にこれを発出した。こうして、ここにいわゆ

る朝鮮人強制連行が始まったのである。ここでいう強制連行とは、労働市場の権力的組織化による国家が介在した朝鮮人の強制的「移入」をさす。一九四二年以降は「官斡旋」という新たな「移入」政策が採用されるようになるが、それは国家の介在性をいっそう深化させたものであった。

「移入」された朝鮮人の数は、一九三九年度以降年々増え、四五年度は激減するものの、日本の敗戦までに「移入」された朝鮮人の数は七二万五千人にのぼった。

「移入」朝鮮人が投入された産業は、石炭産業、金属鉱業、土木建築業、「工場その他」であるが、何と云って、もともと大量に投入された産業は、石炭産業であり、一九三九〜四二年度は「移入」総数の六〇〜六五％におよんだ。「工場その他」の圧倒的多数は鉄鋼業であった。一九三九年〜四五年年度の産業別「移入」総数とその構成比は多い順に、石炭産業三四万三千人(四七％)、「工場その他」二〇万六千人(二八％)、土木建築業一〇万九千人(一五％)、金属鉱業六万七千人(九％)であった。もっとも多くの「移入」朝鮮人が投入された石炭産業についてやや立ち入った分析をおこなうと、全国の炭鉱

労働者総数に占める日本人の炭鉱労働者の比率は、一九三九年の九六・五％から年々減少し、四五年には六四・〇％にまで落ち込んでいる。これにたいし、構成比が一貫して増大しているのは朝鮮人炭鉱労働者であり、四〇年に一挙に一〇％台にのったあと、四一年一三・二％、四二年一五・〇％、四三年二九・〇％、四四年三三・〇％、四五年三一・三％と年々その比率が増大している。戦争末期には、炭鉱労働者のうちほぼ三人に一人が「移入」朝鮮人であった。

また朝鮮人鉱夫の職種別構成をみると、坑内夫の比率は「移入」朝鮮人は九二・三％ともっとも高く、日本人は五九・八％と極端に低い。この点は坑内夫のなかでも探炭夫の比率をみるといっそう明瞭で、「移入」朝鮮人は五一・六％であるのたいし、日本人はわずか一八・四％にすぎない。以上のようにみると、「移入」朝鮮人鉱夫は、地下労働のとりわけ苛酷な職種に集中的に投入されたと言っよいであろう。

「移入」朝鮮人の労務管理は、H鉱山やS鉱山のような宥和型労務管理(もちろん抑圧的契機を含んだそれ)も部分的に存在したが、支配的な労務管理は軍事的抑圧

型であった。それをもっとも典型的に示しているのが、K 鉦山であった。K 鉦山には、軍事的抑圧型の労務管理方針を説いた『半島労務員統理綱要』（一九四一年一月）という冊子がある。以下、それにより軍事的抑圧型労務管理の構造をみることにしたい。

K 鉦山においては、「移入」朝鮮人を「立派ナル皇國臣民ノ一員タラシム」ことを目的とした「教育訓練」がおこなわれたが、その「教育訓練」の基本方針は、「先ツ形ヨリ整ヘテ漸次精神ニ及ホス軍隊式ノ訓練方法ヲ採用シ、生活様式習慣ヲシテ短期間ノ中ニ内地化セシメ、以テ日本人タルノ確信ヲ保持」（傍点西成田）させることにあった。したがって日常の教育訓練は、朝礼（修礼、国旗掲揚、君が代奉唱、宮城遙拜、「皇國臣民ノ誓詞」の朗読、山神社遙拜など）、体操、徒手訓練、膳（食事の膳）食前食後の感謝合掌、食堂居室出入の膳（礼、入浴時の膳、外出時の膳）服装など、起床就寝時の膳（静肅、職場における膳など）、整理整頓、清掃作業、夜の点呼、「興亜奉公日」と公休日における「奉仕作業」など、まさに「形ヨリ入ル」軍隊式訓練が中心であった。こうした訓練に馴じまないと判断された者に対しては、

「特別指導」が施されたが、この「指導」は「主ニ警察官ニ依頼スルヲ原則トシ、統理者（K 鉦山の労務管理者—西成田）ハ裏面ニアリテ適宜ノ処置ヲ講シ、矯正ノ実ヲ挙ケルヘク努力スル」ものとされた。「特別指導」をおもに警察官に依頼したのは、それなりの理由がある。「特別指導」があまりにも苛酷で暴力的・抑圧的なものであったからである。

すなわちまず、「軽度ノ者」に対しては、（一）「坐ラス事」、（二）欠食、（三）外出禁止、（四）食塩注射を實行することとされた。「坐ラス事」は、「彼等（「移入」朝鮮人—西成田）ノ生活様式ヨリ彼等ヲ内地式ニ正座スルヲ非常ニ苦痛トスル」という理由から採られた措置であり、「欠食」は、「一、二食ノ欠食ハ効果大ナリ、但シ坐ラス方法ト併行セハ更ニ効果大ナリ」と判断されたためであった。しかもこれらの措置については、「妄リニ威圧ノ為ニ右ノ方法ヲ言外シ、実行ニ疎キハ次第ニ威圧ノ効ヲ失フ因トナル処アリ、機ヲ硯ヒ不言実行スヘキテアル」とわざわざ注記されていることから分かるように、たんなる脅しではなく積極的に実行に移された。

一方、「相当重キ者」に対しては、（一）鉄拳制裁、

(二) 警察署留置、(三) タコ部屋留置の三つの措置を実行するものとされた。そしてそれぞれの措置について、その内容や意義が規定されている。すなわち、鉄拳制裁は、「専ら警察官ニ依頼スルモノトシ、統理者ハ決シテ鉄拳制裁ヲ以テスヘキテハナイ」とされ、警察署留置は、「ストライキ」ノ主謀者、炊事ニ対スル不満、煽動者等ハ此ノ制裁ニヨルヘキナリ」とされた。最後にタコ部屋留置は、「如何トスルモ矯正ノ実ナク不平不満ノ者ハ、如何ニ鉦山(K鉦山のこと―西成田)ハ他ニ比シ優遇シ居ルカラ体得セシムル意味ニ於テ鉦山―附帯事業ノ請負者ノ『タコ』部屋ニ留置スル……『タコ』部屋収容ハ坑内就労ヲ嫌悪スル者ニ対シテハ著効アル様テアル」と記されていた。

次に賃金についてみると、「移入」朝鮮人鉦夫の賃金は、多くのばあい、経営側の手によって強制的に積立、貯蓄され、朝鮮人鉦夫に実際に支払われた賃金はごくわずかであったという事実注目しなければならぬ。たとえば、M鉦山(株)H鉦業所には、「移入」朝鮮人の貯金として、「愛国貯金」、「強制貯金」、「普通貯金」の三種類があったが、その貯金内容はそれぞれ以下のとお

りであった。

愛国貯金―「家族採鉦夫に在りては出勤一方に付二五銭、単身者に在りては一方に付三十五銭を賃金中より控除し、之を愛国貯金とし、随時、事変公債又は貯蓄債券の購入に充てしめ、右は退職の場合の外、手交せず」

強制貯金―「右の外各人に三十円の貯蓄金迄を強制とし、毎月十円を本人の賃金中より控除積立て、之を会社に於て預り、本貯金に対しては年七分の利子を附するも、矯風会(在日朝鮮人の同化団体―西成田)会長の許可ある場合、或は本人退職の場合の外引出を禁ず」

普通貯金―「貯金額三十円(愛国貯金を除く)を超過せる金額に於て、貯蓄は本人の随意たるも、可及的之が実行を勧奨し、自発的貯金を励行せしむ。本貯金は会社に於て之を預り年七分の利子を附す。右は本人に於て止むを得ざる事情ありと認める時は随時之を払出すものとす」(傍点西成田)

またI鉦山(株)のばあい、「半島労務者預金並ニ送金取扱規定」によれば、「賃金換算金ヨリ四円以上五円

以下支払ヒ、残り全部ヲ一時預金原簿ニ記入整理保管ス」とされ、「預金者ヨリ小使錢、其ノ他ノ理由ニヨリ預金ノ払出願出アリタル場合ハ、寮長ハ其ノ事由ヲ精査ノ上……願出人ヨリ受領書ヲ徴シタル上金員ノ交附ヲナスベシ」と規定していた。

さらに、前出のK鉱山では差別意識を露わにしたつぎのような方針を採用していた。

「朝鮮人の賃金の本国への（西成田）送金ハ余り多額ニスルトキハ、半島ノ女性ハ生活ル―ズニシテ無駄使ヒスル故、其最低生活費トシテ二十円位送金スレハ結構ナリ、毎月現金ノ所持ハ十円以内トシ、他ハ出来ルタケ貯金セシムルヲ可トスル、斯クスルハ……本人ノ素行ヲ善良ナラシメ、逃亡ヲ防止スルニ役立つ事大テアル。又通帖ハ各人ノ手ニ持タシムル時ハ、之ヲ使用シタキ欲求カラ引出スコトヲナスヲ以テ、世話所（事務室）ニ於テ保管スル方法ヲ取ルヲ可トスル」。

以上に引用したような強制貯金、「自発的」貯金の「勸奨」、経営側による貯金通帳の保管と貯金引出しの事実上の制限、原簿上の賃金記載と実際の少額賃金支給と

いう諸システムのもとで、多くのばあい、朝鮮人鉱夫の賃金の実質的収奪がおこなわれたのである（以上詳しくは西成田（一九九七））。

二 中国人強制連行

次に中国人強制連行についてであるが、中国人の苦力（荷役運搬労働者）を日本へ「移入」しようとする動きは、一九四〇年陸軍省を中心にすでに始まっていた。しかし、その後こうした動きは中断し、四二年一月二七日「華人労務省内地移入ニ関スル件」が閣議決定され、ここに中国人強制連行が始まった。もっともこの閣議決定は、「敵国人」を日本へ「移入」することには相当慎重だったようで、「試験的移入」を実施し、その結果が「良好」であれば本格的「移入」に踏みきるというものであった。「試験的移入」の対象とされたのは、伏木港湾運送（株）、三井鉱山（株）田川鉱業所、日鉄鉱業（株）二瀬鉱業所の三事業所で、それぞれ中国人二〇〇名が「移入」された。右の「試験的移入」が「良好」であったため、四四年二月二八日「華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件」が次官会議で決定され、中国人の本格

的「移入」が開始された。

この次官会議決定では、「華人労務者ハ元俘虜又ハ婦
 順兵ノ外一般募集ニ依ル組織的募集又ハ特殊募集労務者
 トスルコト」とされており、「移入」中国人のなかには、
 俘虜・「婦順兵」となった元軍人が少なからずいた。た
 とえば、日鉄鉱業二瀬鉱業所における「移入」中国人の
 前職は、多い順に中央軍・八路军・重慶軍など軍人が八
 ○九名、農業二二八名、商人二七名、その他四二名であ
 った(林えいだい(一九九三))。

「移入」中国人の多くは、河北省、山東省の出身であ
 ったが、俘虜、「婦順兵」となった元軍人以外の「移入」
 中国人の「募集」をこれらの地域でおこなったのは、お
 もに「華北労工協会」という組織であった。華北労工協
 会は北京市にあり、華北政務委員会(日本の傀儡政権)
 の指導・監督を受ける財団法人で、同委員会と北支那開
 発会社の折半出資で設立された組織であった。業務は、
 「移入」中国人にたいする「募集」、警備、輸送、衛生、
 給与あるいは行政管理をつかさどることにあり、石門、
 元津、済南、青島、塘沽などに出張所があった。「募集」
 された「移入」中国人は、これらの出張所にある俘虜収

容所(かれらはこれを「勞工訓練所」と呼んだ)に收容
 され、「就労訓練」を強制された。

俘虜收容所に收容され「訓練」を終えた「移入」中国
 人は、華北労工協会の職員、日本軍の兵隊、それに受入
 れ先の事業所から派遣された職員に付き添われて、それ
 ぞれの出発港に向った。日本への連行に使用された船舶
 は、貨物船であり、「移入」中国人は鉄鉱石や石炭など
 を満載した船艙の上にアンペラ(アンペラ草の茎で編ん
 だむしろ)を敷いて連行された。米軍機の機銃掃射や潜
 水艦の水射を避けながらの船舶連行であったため、「移
 入」中国人が日本(下関)に上陸するまでに早くて一週
 間、遅いときは一ヵ月もかかった。日本の事業所に連行
 されたときは、「移入」中国人は長い俘虜收容所での生
 活とあいまって疲労の極点に達していた。いくつかの例
 を示せば、つぎのとおりであった(西成田(一九九四))。

「長期ニ亘ル收容所生活ノタメ其ノ大半ハ栄養失調
 ニヨリ病人ノ状況ヲ呈シ居リ、出発ノタメ集合セシ
 メタル処、收容所主任ノ訓示中起立シ居ラレザルモ
 ノ及殆(ほと)んど歩行ニ耐ヘズ收容所ヨリ乗船地迄僅(わずか)カ一

料^{キロイトル}ノ道程ヲ歩行シ得ズ倒ルル者、或ハ同僚ニ支ヘラレテ漸ク歩行ヲ続クル者等、多々アリ」(N 鉱業M 鉱山)、「華人ノ到着セル時体格検査ニ於テ驚キタルコトハ、瘦セ弱々シクテ皆体格非常ニ劣悪ナリキ、輸送途中汽船中若クハ汽車中発病シ、来着時歩行殆^{ほと}ト不可能ナル者数名アリテ担送サレ来リ、或ハ友人ノ肩ニ縋^ぶリテ辛ウジテ歩行セル者又数名アリ……同行セル北支劳工協会特派員ハ余ニ対シテ『此ノ人数ノ中、約四割ガ契約期間後ニ生キ残ッタラ良イ方デセウ』ト言ヘリ」(I 鉱業B 鉱業所)、「移入当初ノ栄養失調者ハ全員ノ三割以上ヲ数ヘ、皮膚疾患患者ハ八割程度ヲ数ヘ、着山当初ハ栄養失調症ニテ死亡セルモノアリ」(N 鉱業F 鉱業所)

さき^{さき}のべた「試験的移入」を含め、一九四五年五月までに「移入」された中国人の数は一六九集団、三万八九三五名にのぼったが、死亡者の数は六八三〇名で、「移入」総数の実に一七・五%におよんだ。外務省管理局『華人労働者就労事情調査報告書(第二分冊)第二部』(昭和二十二年三月)によれば、死亡者の内訳は、「移

入時船中死亡」五六四名、「本邦上陸後事業場到着前死亡」二四八名(「途中死亡」小計八一二名)、「事業場到着後三ヶ月以内死亡」二二八二名、「事業場到着後三ヶ月以後死亡」三七一七名(「事業場内死亡」小計五九九九名)、「送還時事業場出発後乗船前死亡」一〇名、「残留中死亡」九名と記している。重要なことは、この「外務省報告書」が「事業場到着後三ヶ月以内死亡」をすべて死亡原因は「供出側ニアリト推定セラル」としている点である。しかし、「移入」中国人を使役した一三五事業場の「報告書」を読むと、事業所到着後ほぼ一週間が休養期間、その後約一ヵ月が就労予備訓練期間とされており、約五週間後には「移入」中国人は強制労働に駆りたてられている。とすれば、「事業場到着後三ヶ月以内死亡」のうち、収容所生活など「供出側」の事情によって死亡したと推定される者はその約三分の一として七六一名、「途中死亡」と合わせて一五七三名(二三・〇%)が「供出側」の原因による死亡、五二五七名(七七・〇%)が事業場側の強制労働による死亡と考えてよいであろう。

そこで、「移入」中国人が投入された産業をみると、

多い順に鉾山業一五社四七事業場一万六三六八名(四二・〇%)、土木建築業一五社六三事業場一万五二五三名(三九・二%)、港湾荷役業一社二一事業場六〇九名(一五・七%)、造船業四社四事業場一二一五名(二・一%)である。「移入」朝鮮人が投入された産業と比較すると、土木建築業のウェイトが非常に高いことが特徴である。

「移入」中国人にたいする労務管理は、「自治制」を採用しながらも、基本は軍事抑圧型であった。しかも、中国人は「敵国人」であったため、警察による管理がとくに厳しかった。しかし、「移入」朝鮮人と比較して特に注目すべきは、中国人の本格的「移入」が戦争末期であったため、食糧およびその他の生活必需品が決定的に不足していた事情もあると思われるが、「移入」中国人を徹底して奴隷化する思想が現われたことである。実際、一九四四年七月一三日、内務省・厚生省の官僚、県警察部特高課長、警察署長など二〇数名が日鉾山に來山し、そのうちの一人は具体的につきぎのような指示を日鉾山にあたえた。少し長くなるが重要なので引用しておきたい(秋田県警察部長(一九四四))。

「(A) 宿舍の構造と設備が華勞に対して贅沢過ぎる。

理由 粗末な穴倉式仮小屋式が華勞の性格に適する。

(B) 蒲団の支給量が多すぎる。

理由 華人の労働者は露天生活する者が多い。

(C) 食糧の給与が贅沢過ぎる、現給(二二キロ)でも多すぎた(政府の規定では一人ひと月三〇キロ―西成田)。

理由 華人の労働者は麦粉は主食でない、より下級な生活をとって居る。

(D) 日常生活は放任過ぎた。

理由 自由外出は婦人に極めて危険である、個人外出は厳禁せよ。

(E) 華勞の言ふ事を正直に受入れすぎる。

理由 華人の性格から裏を考へなければ謀略に乗る。

(F) □の指導員が程度以上に甘やかし過ぎる。

理由 華人は弱いで呉れば甘えて来る、飽迄も締めて指導せよ。

(G) 作業能率は低い、現在の三倍を華人能率の基準とせよ。

理由 北海道イトムカ釧山の華労は日釧山の華労よりも食糧が不足であるが能率が良い。濡れたタオルの水が一滴もなくなるまでしぼる方針を取れ。華人の性格には表裏ありて裏に陰謀術策が秘められ、日本人に想像出来難い点がある。

中国人にたいする民族的差別・偏見に満ちたこの奴隸化思想に、説明する必要はないであろう。

こうした奴隸化方針は賃金の面についても貫かれている。一三五事業場の「報告書」を読むと、ごく一部の事業場をのぞいて、ほとんどつぎのように記されている。

「給与制度ハ日給ニシテ、月末締切精算ノ上、各自ニ精算書ヲ交付シ誤算ノ有無ヲ確メ、概ネ翌月五日頃支給ス」

では本当に賃金が支給されているのかと言えば、そのあとすぐに「給与支払方法」として「月払トシ概ネ郵便貯金ニ積立ル」と記されているのである。なんのことは

ない、賃金はすべて帳簿上の計算で、郵便貯金をはじめとする各種の貯金に移し変えられるだけである。解放されないかぎり、「移入」中国人の労働は無償労働であったと言わねばならない。この点では、「移入」朝鮮人にたいする賃金「支給」と共通するものがあつたが、現金支給にたいする制限性、拘束性という点では、「移入」中国人にたいする方針の方が強靱であつた。それは煎じつめれば、日本「帝国臣民」として同化の対象とされた朝鮮人と、「敵国人」として異化の対象とされた中国人との差異にもとづくものであつた。

両者にこうした違いはあるものの、総じて言えば、朝鮮人・中国人強制連行は「戦時奴隸制」以外のなものでもなかつた。

結び——歴史認識の方法——

冒頭にのべた問題にもどれば、戦時経済に現代日本経済の「源流」とか「体制」を見い出す歴史観は、戦時経済が以上のべたような「戦時奴隸制」を内包した経済であつたこと、社会的には「奴隸」包摂社会であつたこと、現代日本経済はそうした「戦時奴隸制」、「奴隸」包摂社

会の否定(日本が支配した民族の解放)の上に成立したことを無視している点で到底首肯することはできない。

「戦時奴隷制」は、戦時経済の根幹をなす労働力動員が兵力動員によって制約されるといふ、日本経済の技術的後進性、労働集約的産業の比重の高さという構造的特質によって創出されたものであり、たんなる戦時経済の一駒ではない。現代日本経済のいくつかの側面が戦時経済のなかに見出すことができるならば、それはそれとしてザッハリッヒに(事実に即して)指摘すればよいことであって、そのことと戦時経済の構造的特質規定とは無関係である。表現を変えていえば、現在に在るものの原型を過去にさかのぼって探求し、歴史をその原型の成長過程としてとらえる歴史認識の方法は、各時代固有の構造なり歴史的個性を無視しているという点で、重大な欠陥を有していると言わねばならない。「原型」の探求についていえば、事象によってはいくらでも過去をさかのぼることができるのであり、その行きつく先は、結局、時代貫通的な「日本的なるもの」の検出で終ることになるであろう。しかしそれは、「日本文化」論の課題であり(私は「日本文化」論自体はまったく否定しないが)、

歴史学の課題ではない。

文献・史料

- (1) 秋田県警察部長藍谷隆雄『移入華人労働者勤労指導委員会要囑ノ件』一九四四年(IPS文書)
- (2) 岡崎哲二・奥野正寛『日本経済システムの源流』日本経済新聞社、一九九三年
- (3) K 鉦山『半島労働員統理綱要』(林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集』Ⅲ、2、下、明石書店、一九九一年、所収)
- (4) 田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料』現代書館、一九九五年
- (5) 西成田豊『労働力動員と労働改革』(大石嘉一郎編『日本帝国主義史3』東京大学出版会、一九九四年、所収)
- (6) 『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』東京大学出版会、一九九七年
- (7) 野口悠紀雄『一九四〇年体制』東洋経済新報社、一九九五年
- (8) 林えいだい『外国人強制連行関係史料集』Ⅳ、上巻、明石書店、一九九三年
- (9) 原朗『戦後五〇年と日本経済』(『年報 日本現代史』創刊号、一九九五年)

(一橋大学教授)